

第 9 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「(第 1 6 号の事項についての事務手数料にあつては交付の際。ただし、申請者から申請の際に交付の際に来庁しない旨の意思の表明があつた場合に限り申請の際)」を削り、同条中第 1 6 号を削り、第 1 7 号を第 1 6 号とする。

第 3 条第 1 項中「、個人番号カードの再交付については 1 件につき 8 0 0 円」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。